

新潟県立直江津中等教育学校いじめ防止基本方針

☆「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（平成25年9月施行『いじめ防止対策推進法』第2条1項）

本校では、全ての教職員が、「いじめ（※「いじめ類似行為」を含む、以下同じ）はどの子供にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめの防止に向けて学校組織をあげて取り組みます。とりわけ本校は、中高一貫教育校であり、思春期の6年間を同じ仲間と過ごすことになります。そのため、中高一貫教育校の特徴を活かし切磋琢磨し合える健全な仲間づくり、一生涯付き合える強い信頼関係で結ばれた仲間づくりを推進していくことが本校の責務であることを認識し、いじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さない環境づくりを全校体制で作ります。

いじめ防止等の対策のための組織として、いじめ対策推進教員を中心に「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「県立直江津中等教育学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- 学年、生徒会主導の様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、迅速に校長・教頭・いじめ対策推進教員・学年・生徒指導部による「いじめ認知に関するミーティング」を開き、情報共有と共通理解を図り、いじめ認知の検討を行います。
- いじめを認知した場合、いじめ対策委員会が中心となり学年、生徒指導部、必要に応じて関係機関と連携し、指導（支援）方針と役割分担を決定し、学校全体で早期の解決に向け組織的に対応します。
- 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築きます。特に、法規に抵触する疑いのあるものについては警察等と連携・協力し対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめ対応の原則

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思ひ込むことなく、いじめ対策推進教員を中心に、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。

- いじめを確認した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- いじめの認知から3～4ヵ月後、担任等が該当生徒へ聞き取りを行い、いじめ対策委員会を通じていじめが解消されていることを確認します。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

3 いじめの未然防止に向けて【発達支持】

- 生徒ひとり一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組める「集団づくり」の充実を図ります。
- 学習に対する焦りや劣等感、課題提出や考査に対する重圧が過度のストレスにならないよう、わかりやすい授業づくりなど、生徒ひとり一人を大切に学習指導を行います。

4 いじめの未然防止に向けて【課題予防①】

- 生徒ひとり一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを起こさない力」、「いじめを許さない心」、「いじめを見逃さない力」を育成し、生徒たちが自らの力でいじめに発展しかねない日常のトラブルの解決・回避が図れるよう、いじめ対策推進教員が中心となり計画的な指導を実践します。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、スマートフォン・タブレットなどの情報機器の適切な使い方について指導します。
- 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導します。

5 いじめの早期解決に向けて【課題予防②】

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員ひとり一人が強く認識します。
- いじめ対策推進教員を「いじめ相談担当の窓口」とし、生徒・保護者に周知します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 月1回の学校生活アンケートなどを通じて、いじめの早期発見に努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- スクールカウンセラーと連携し、いじめの早期発見に努めます。

6 いじめの解決に向けて【困難課題対応】

- 深刻な課題を抱える特定の生徒に対して、校内の教職員だけでなく、校外の関係機関（教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO等）との連携・協働による課題対応を行います。

※いじめ類似行為とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。」（令和2年12月施行『新潟県いじめ等の対策に関する条例』第2条2項）

平成29年3月2日施行
平成31年3月25日一部改定
令和2年7月14日一部改定
令和3年12月20日一部改定
令和4年3月10日一部改定
令和6年3月29日一部改定
令和7年4月2日一部改定